

西宮市立西宮浜小中一貫校設置準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮浜小中一貫校の設立に向けて必要な検討を行うため、西宮浜小・中学校の地域関係団体等による西宮浜小中一貫校設置準備委員会（以下、「準備委員会」という。）を設置し、その構成及び運営に必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 準備委員会は、西宮浜小中一貫校のあり方や校区等の諸事項について検討する。

(組織)

第3条 準備委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(事務局)

第4条 準備委員会の事務局は、教育委員会学校改革調整課におく。

(委員長)

第5条 準備委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し会務を総括する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長を互選する会議は事務局が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 準備委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議の結果については、西宮浜小学校及び西宮浜中学校の教育連携協議会、教育委員会に報告を行うこととする。

(設置期間)

第7条 準備委員会の設置期間は、平成30年6月1日から平成32年3月31日までとする。

(作業部会)

第8条 準備委員会の進行を円滑に進めるため、準備委員会とは別に、作業部会を設置することができる。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(報償費)

第 10 条 委員が会議に出席した際には、出席に応じて、その都度 2,000 円 (税込) を支給する。

2 委員のうち国及び地方公共団体に属する職員であるものに対しては、報償費を支給しない。

(議事録)

第 11 条 委員長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成するものとする。

2 議事録には、つぎに掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、閉会に関する事項
- (2) 会議に出席した者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 協議、調整事項
- (5) その他委員長が必要と認めた事項

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会に必要な事項は委員長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和元年 5 月 20 日から実施する。

別表（第3条関係）

NO	区分	所属・役職
1	学識経験者	大阪樟蔭女子大学 教授
2	地域	教育連携協議会 委員長
3		西宮マリナパークシティ協議会 会長
4		主任児童委員
5		青少年愛護協議会 会計
6		西宮浜小学校 P T A 会長
7		西宮浜中学校 P T A 会長
8		いるか幼稚園 園長
9		なぎさ保育園 代表
10		学校
11	西宮浜小学校 教頭	
12	西宮浜中学校 校長	
13	西宮浜中学校 教頭	
14	教育委員会	学事・学校改革部長
15		学校教育部長